

## 84. 武器輸出

政府は昨年暮れの 12 月 22 日に「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定し、弾薬や弾道ミサイルなどの殺傷能力のある武器輸出の解禁を行った。

そして今度は 3 月 26 日、英国・イタリアと共同開発する次期戦闘機の日本から第三国への輸出を解禁する方針を閣議決定し、「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定した。

「防衛装備移転」とは武器輸出のことであり、「敵基地攻撃能力」を「反撃能力」と言い替えているのと同じ類である。これら殺傷能力の最たる武器の輸出は安全保障政策を大きく変えるもので、憲法 9 条の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」との乖離は進み、他国に軍事的脅威を与えないという平和国家の理念は後退する。国是に反することになり悲憤慷慨だ。国会での議論がなく、閣議決定のみで行われるのは大きな問題だと思う。

自民党の安全保障施策は、集団的自衛権の容認、敵基地攻撃能力の保有、防衛費 5 兆円から 10 兆円への倍増、弾薬やミサイル、戦闘機輸出、と平和国家の創造とは真逆の動きが続いている。公明党はいつも、はじめは懸念を表明するが結局は押し切られて容認し、何の歯止めにもならない。「与党にいたい」だけで下野することもなく、存在意義が問われる。

武器輸出の経過を少しまとめてみる（概要でしかないが）。

武器輸出の最初の三原則は「武器輸出三原則」（1967 年佐藤内閣）で、「国際紛争の当事国またはその恐れのある国向などの場合は武器輸出を認めない」というものだった。1976 年三木内閣で武器輸出の政府統一見解として「平和国家の立場から国際紛争助長回避のため三原則対象以外も武器輸出を慎む（全面禁輸）」とした。その後 1983 年の対米武器技術供与などの例外が多くなり、防衛産業の弱体化も指摘されるようになった。

2014 年第二次安倍内閣は新たな「防衛装備移転三原則」を決定した。武器の輸出入を基本的に認め、その上で禁止内容や審査を規定するもので、①移転禁止先の明確化、②移転を認めうる場合の明確化、③輸出先の適正管理の義務付け一の内容である。運用指針は完成品の輸出は 5 類型（救難・輸送・警戒・監視・掃海）の活動用途に限定する（東京新聞 3 月 27 日等）。このことから従来の解釈は、「5 類型は人を殺傷する行為ではないので、殺傷能力のある武器は輸出できない」というものだった。

それが武器輸出可能となった。その始まりの「防衛装備移転三原則と運用指針の見直し」は一昨年 12 月 16 日に政府が国家安全保障戦略を閣議決定した中で明記されていた（「安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する」とある）。

そして、昨年 4 月に自民・公明の実務者協議が始まり、殺傷武器の輸出が現行ルールの解釈変更で可能とか、5 類型の撤廃（追加）などが議論されるようになったが、議事録の公開も国会での議論もなく、全て密室協議であった。

そうして昨年 12 月 22 日に「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定し、弾薬や弾道ミサイルなどの殺傷能力のある武器輸出の解禁を行った（文末の注 1 を参考）。

さらに 3 月 26 日、共同開発する次期戦闘機の日本から第三国への輸出を解禁した。指針の改定では無制限な輸出拡大を防ぐ歯止め策として、①輸出対象を次期戦闘機に限定、②国連憲章の協定締結国、③戦闘中の国を除外一の 3 点を明記し、また輸出する場合は個別の案件毎に閣議決定するとした。2035 年までの配備開始を目指して開発が本格化することになる。

新聞記事は対象となる武器は追加可能で今後増える余地を残し、輸出先となりうる協定締結国（現在 15 ヶ国）が増えるのは確実、輸出時点で戦闘中でなくても後に紛争当事国となり輸出した戦闘機が使われる恐れがある一との懸念を伝える。

ところで何故閣議決定なのか。

3月26日に先立つ13日の参議院予算委員会で、ある議員は「(防衛装備品・技術移転の)協定締結は国会に諮っていない。政府・与党のみで閣議決定するのは国会無視では」との至極当然の質問を行った。これに対し岸田首相は、「国会の承認を受けた外為法の範囲内で協定を結ぶ。国会の認めた法律の中での対応だ」と答えた。

首相の答弁が理解できなかったので少し調べると、“我が国の武器輸出は、外為法によって管理され、同法の運用方針である「武器輸出三原則等」や「防衛装備移転三原則」により決められてきた”ことがわかった。首相は「防衛装備移転三原則」は法律ではなく運用方針なので、その変更は(政府与党内の閣議決定で可能であり)国会に諮る必要はないと言っているのだ。

しかし、そんな形式上のことではなく、平和主義を掲げてきた戦後の日本の大きな変換なのだから、開かれた国会での議論が必要だった筈だ。

岸田首相は「戦闘機輸出は国益(日本が直接輸出できる仕組みを持ち、英伊と同等に貢献する立場を確保することが国益になると考えた)」との見解を参院予算委で示した。紛争を助長し、輸出した日本製武器で死者が出る可能性が一気に高まる。防衛産業がどう変貌するのかという思いとともに「死の商人」という言葉が脳裏を過ぎる。

注1. 2023年12月22日の改訂内容(東京新聞2023年12月23日)

		これまでのルール	改定内容
改定のポイント	武器輸出に関するこれまでのルールと		
	国際共同開発	共同開発の相手国にのみ輸出可能	日本から第三国へ部品や技術の直接輸出を可能に ※完成品の直接輸出の可否は与党で議論継続
	5類型	救難、輸送、警戒、監視、掃海の活動用途に限る。殺傷能力のある武器は不可	5類型でも本来業務に必要な武器の搭載は可能に ※類型の拡大は与党で議論継続
	ライセンス生産品	米国のライセンス生産品に限り、部品のみ可能。完成品は不可	<b>「米国以外の国」「完成品」も対象に加え、ライセンス元の国へ提供可能に。ライセンス元国から第三国への移転も可。ただし自衛隊法上の武器は、現に戦闘が行われている国は不可</b>
	部品	基本的に5類型に該当しなければ不可	<b>部品は総じて輸出可能に。ただし単体部品だけでも機能を発揮するもの(戦闘機に搭載されたミサイルなど)は除く</b>
被侵略国支援	国際法違反の侵略を受けているウクライナに殺傷能力のない武器を提供	ウクライナに限らず <b>被侵略国へ</b> 自衛隊法上の武器ではない装備品(防弾チョッキなど)を輸出可能に	

注2. 次期戦闘機とは、日本、英国、イタリアが2022年12月、共同開発に合意した新たな戦闘機のこと。開発計画は「グローバル戦闘航空プログラム(GCAP)」と呼ばれ、35年度までの完了と配備開始を目指す。共同開発は3カ国の技術を結集し、コストやリスクを減らすのが狙い。日本の航空自衛隊はF2戦闘機、英国とイタリアはユーロファイターの後継と位置付ける。防衛省は、無人機と連携したネットワーク戦闘や高性能なセンサーの搭載、ステルス性の重視などを主な特徴に挙げている。(東京新聞2024年3月6日)

(2024年3月28日)